

公 示 2026 年 8 月 5 日（水）

調達管理番号：26a00599

国 名：セネガル

担 当 部 署：経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

調 達 件 名：セネガル国南東部及びカザマンスにおける稲作強化プロジェクト
フェーズ2 詳細計画策定調査（評価分析）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

- （1）担当業務：評価分析
- （2）格 付：3号
- （3）業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- （1）契約履行期間（予定）：2026 年 9 月中旬から 2026 年 12 月中旬
- （2）業務人月：1.40
- （3）業務日数：準備業務 現地業務 整理業務
7 日 24 日 5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- （1）簡易プロポーザル提出部数：1 部
- （2）見 積 書 提 出 部 数：1 部
- （3）提 出 期 限：2026 年 8 月 26 日（水）（12 時まで）
- （4）提 出 方 法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（<https://partner.jica.go.jp/>）
具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果の通知：2026 年 9 月 4 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	セネガル及びアフリカ全域
語学の種類	英語または仏語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：黄熱に感染する危険のある国です。1歳以上のすべての渡航者は黄熱予防接種証明書（イエローカード）が要求されていますので、渡航時点で有効なイエローカードを所持しておくことが渡航条件となります。

6. 業務の背景

セネガルにおける農業セクターの GDP に占める割合は約 16.6%（2024 年、世銀）であるが、就業人口の約 30%（2025 年、世界銀行・ILO 推計）が農業及び関連産業に従事しており、農業は依然として同国の主要産業の一つである。同国政府の「セネガル振興計画（2014～2035 年）」（Plan Sénégal Emergent、以下「PSE」という）では、2035 年までの新興国入りを目標に掲げているが、その中でも「経済構造の改革、成長」の原動力として農業が位置づけられている。

同国は、西アフリカ地域の中でも有数のコメ消費国であるが、国産米の供給量は国内需要量の伸びに追いついておらず、コメ増産は同国において重要な課題となっている。同国政府は、PSE に基づき「農業開発加速化プログラム」（le Programme d'Accélération de la Cadencede l'Agriculture Sénégalaise、以下「PRACAS」という）（2014 年）および PRACAS2（2019 年）を策定し、国産米（粳）の生産量を 41 万トン（2011 年、FAO）から 141 万トン（2022 年、FAO）に増加させる等、稲作振興を推進してきた。しかし、同国政府が「持続的な食料主権のための農業プログラム」（Programme Agricole pour une Souveraineté Alimentaire Durable 以下「PASAD」という）（2021～2025 年）において目標の一つに掲げるコメの自給率向上（2025 年までに国内需要量の 80%）については、57%（2019 年）に留まっており、同国の国際収支や食料安全保障に影響を与えている。

現在、同国の主たるコメ生産地は北部セネガル川流域の灌漑地域であるが、同地域での増産のみでは国内のコメ需要に十分には対応できない。このため、同国政府は南部・東部・中央部地域（ジガンシヨール州、セジュー州、コルダ州、タンバクンダ州、ケドゥグ州、ファティック州、カオラック州）における天水稲作の振興とコメ増産は重要な課題となっている。

JICA が実施した「セネガル国・南東部・カザマンス地域稲作を中心とした農業・

栄養に係る情報収集・確認調査」(2020～2021 年)では、同地域の籾生産量は同国全体の過半を占めているものの、単位収量(22～3t/ha 程度)は国内平均(3.34t/ha)と比べると低いことが指摘されている。これは同地域の単位収量の向上が同国のコメ生産量増加に大きく貢献しうることを示している。

係る状況の下、同国政府は本事業を我が国政府に対し要請し、「セネガル南東部及びカザマンス地方における稲作強化プロジェクト」(2022 年 1 月～2027 年 1 月、以下 RPRSOC 1)を要請し、実施中となっている。

当案件終了まで対象地域の稲作に係る現状及び課題を分析し、地域固有の課題に対応した改良稲作技術の開発・検証を行うとともに、その成果を普及員及び農家への研修・技術指導を通じて普及していく。

一方、コメ自給率向上及び食料主権達成のためには、生産技術開発のみならず、その普及展開、加工機能の強化、流通・販売改善及び機械化促進を通じて、コメバリューチェーン全体を強化する必要がある。

なお、本事業は、干ばつ対応として早生品種の導入を試みており、農業分野の気候変動に適用するという同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献(NDC)」における目標と整合するものである。

またカザマンス地域では多数の国内避難民(IDP)や隣国ガンビア・ギニアビザウに滞在する難民・庇護申請者が発生している一方で、政府と反政府勢力(一派)間の和平交渉を調停の進展の兆しもあり、帰還民が増えていく可能性がある。伝統的にコメ生産が行われてきた同地域でのコメ生産の安定化は、同地域の復興と開発や、内戦の不安定要因である首都部との経済格差の是正のみならず、難民・IDPの帰還・再定住を後押しする側面からも重要である。

かかる状況下、我が国は「対セネガル国別開発協力方針(2021 年 4 月改訂)」において、開発協力の重点分野として「格差是正、レジリエンス強化」を挙げ、特に「安定的食料生産・供給能力の強化」や「稲作振興」に対する支援を明記している。また、同国は西アフリカ地域における「アフリカ稲作振興のための共同体」(Coalition for African Rice Development、以下「CARD」という)1の中心国に位置づけられており、JICA は稲作振興のための協力を継続して実施する方針であり、本事業は、JICA グローバルアジェンダ「農業農村開発(持続可能な食料システム)」の「アフリカ稲作振興(CARD)」クラスターの推進に資する。日本は、2008 年より同国において農業分野の協力を継続しており、特に天水稲作の技術協力を行い、同国の稲作に関する知識や経験を有しており、日本が協力する強みとして期待される。

本事業を通じて対象地域の稲作振興や将来的にはコメの増産が達成されることが期待され、SDGs ゴール 2「飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」に寄与する。

加えて、JICA グローバルアジェンダ「平和構築」ではクラスター事業戦略「サハルの平和と安定」の中で、農業を含む社会サービスに係る行政能力強化や、包摂的な社会サービス提供を通じた政府・コミュニティ間の信頼醸成、また、農業・雇用機会を支える経済社会開発を通じたコミュニティのエンパワメントを図っていくこととしており、本事業は係る協力方針とも合致する。

現在、第一フェーズとして 2022 年から実施している本プロジェクトは、セネガル東部およびカザマンス地域において、多様な環境に応じた適応品種や農業機械の導入、カザマンス川流域での塩害対策試験、さらには ICT を活用した農業アドバイザーや生産者への技術研修とモニタリングを通じて、現地の稲作技術の向上と米の生産量増加を目指している。

今回実施する詳細計画策定調査は、2027 年 1 月に上記プロジェクト終了を控え、第二フェーズ実施に向けて上記収集情報を踏まえ、気候変動にレジリエントで持続的な稲作プロジェクトの枠組み及び実施体制を検討し、先方政府関係者と合意形成を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）準備業務（2026 年 9 月下旬～2026 年 10 月中旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題、ジェンダー平等、人間の安全保障¹に関する取り組み状況も確認する。

¹ [人間の安全保障 | JICAについて - JICA](#)

- ② 本案件に係るジェンダー、気候変動対策、生物多様性に関する情報について、それぞれの参考資料²を参照しつつ確認し、質問表や現地調査を通じて調査・分析すべき事項を整理する。
- ③ 既存資料を通じて、人間の安全保障の観点（参考資料³）から本案件に関連する脆弱層の状況、主要な脅威及び対応（保護・エンパワメント）について現状と課題を整理し、質問票及び現地調査において確認・分析すべき事項を特定する。
- ④ セネガル側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出する。
- ⑤ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。その際、社会（慣習）・ジェンダー分析や人間の安全保障の考え方を適用して、ジェンダー及び人間の安全保障に配慮した活動や指標に関して案を作成し、JICA側に共有する。
- ⑥ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（２）現地業務（2026年10月下旬～2026年11月中旬）

- ① JICAセネガル事務所等との打合せに参加する。
- ② セネガル側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織
 - (a)所掌業務、組織体制、根拠法

² JICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き：[guidance_08_agricul.pdf](#)

JICA Climate-FIT（緩和策）：[気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation） | 事業について - JICA](#)

JICA Climate-FIT（適応策）：[気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation） | 事業について - JICA](#)

生物多様性主流化支援ツール：

[生物多様性主流化支援ツール（JICA Biodiversity-FIT） | JICAについて - JICA](#)

³ 人間の安全保障：

https://www.jica.go.jp/jica_ri/publication/booksandreports/1579364_21881.html

- (b)人員体制
- (c)役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
- (d)予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
- エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（フランス開発庁（AFD）、アフリカ開発銀行（AfDB）、国際農業開発基金（IFAD）、イスラム開発銀行（IsDB）、NGO等）の活動動向、連携の可能性
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。活動においてはジェンダー主流化や人間の安全保障に資するものがあれば積極的に提案する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス⁴を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAセネガル事務所等に報告する。

（3）整理業務（2026 年 11 下旬～2026 年 12 月中旬）

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価 6 基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価 6 基準およびジェンダー、気候変動対策、生物多様性、人間の安全保障の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめを 11 月下旬までに行う。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイ

⁴ [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

ドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2026年12月11日(金)までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表(案)(和文・英文)
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び宿泊費・宿泊手当等

航空賃及び宿泊費・宿泊手当等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2026年10月23日～11月15日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括(JICA)
- イ) 稲作栽培(JICA)
- ウ) 協力企画(JICA)
- エ) 評価分析(本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA セネガル事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上：仏語⇄英語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：宿舎及びセネガル事務所会議室

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チームから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・ 案件概要表
 - ・ 先行プロジェクト基本計画策定調査・プロジェクト報告書
 - ・ プロジェクトモニタリングシート 等
- ② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。
 - ・ セネガル国南東部・カザマンス地域稲作を中心とした農業・栄養に係る情報収集・確認調査
[12358701.pdf](#)

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA セネガル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照く

ださい。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上